

木造住宅の除却工事 申請時必要書類リスト

必要書類

☐	①補助金交付申請書（除却工事：様式第4号その7）
☐	②当該年度の固定資産評価証明書（家屋）（原本）
☐	③納税証明書（完納証明書）（原本）
☐	④建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等）
☐	⑤除却工事費の見積書（写し）
☐	⑥補助金額計算書（様式第18号その14）
☐	⑦委任状（本人以外が持参する場合）
☐	⑧耐震診断結果報告書
☐	⑨消費税仕入税額控除確認書（様式第4号その8）

①補助金交付申請書（除却工事：様式第4号その7）

- ・申請者は、除却する建物の所有者本人となります。
- ・所有する共有者がいる場合には、共有者の住所・氏名の記載もお願いします。

②当該年度の固定資産評価証明書（家屋）（原本）

- ・申請者が納税義務者である固定資産評価証明書（家屋）が必要となります。
- ・当該年度中に、所有権移転により申請者と一致しない場合は、所有権移転したことがわかる資料等も必要となります。（登記簿謄本（全部事項証明書）等）
- ・直近で売買契約を行った場合は、売買契約書のコピーが必要となります。
- ・証明書は原則、申請日から3か月以内に発行したものとしてください。

③納税証明書（完納証明書）（原本）

- ・申請者の納税証明書（完納証明書）が必要となります。
- ・所有者が共有の場合は、共有者を含めた所有者全員の納税証明書（完納証明書）が必要となります。
- ・証明書は原則、申請日から3か月以内に発行したものとしてください。

④建築年度を証明するもの（建築確認通知書の写し等）

- ・固定資産評価証明書（家屋）に新築年月日が記載されている場合は不要となりますが、新築年月日が不詳の場合は以下の書類のいずれかの添付が必要です。
 1. 建築確認通知書
 2. 記載事項証明書
 3. 登記簿謄本（全部事項証明書）

⑤除却工事費の見積書（写し）

- ・見積書の宛名は申請者としてください。

⑥補助金額計算書（様式第18号その14）

- ・ 除却工事費は見積書金額と一致してください。
- ・ 補助申請額は除却工事費×1/2の額と上限45万円と比べ、低い額としてください。

⑦委任状（本人以外が持参する場合）

- ・ 申請者の代理が申請する場合は、添付が必要となります。
- ・ 日付、宛先、申請者の住所と氏名、代理人の住所と氏名、委任する手続きの記載をお願いします。
- ・ 書式は任意となります。

⑧耐震診断結果報告書

- ・ 市職員の耐震診断結果「住宅の耐震改修等について」の写しの添付が必要となります。
- ・ 市職員以外で耐震診断された場合は、耐震診断結果と診断内容がわかる図書の添付が必要となります。

⑨消費税仕入税額控除確認書（様式第4号その8）

- ・ 申請者本人が解体作業を行い、消費税の仕入税額控除を受けた場合は、該当する仕入税額控除分の補助金を返還していただく必要があります。